

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
広-I-027	「令和7年度3自衛隊合同コンサート」に係る警備等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月7日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年1月22日(木)（10:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. その他  
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。  
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。  
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。  
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和8年1月14日(水) 18:00 までに提出しなければならない。  
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 1月 20日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を  
持参すること。  
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824



## 適合条件

### 1. 条件

契約相手方は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に定める都道府県公安委員会の認定を受けていること。

### 2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

#### a) 書類の形式

1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。

#### b) 提出部数

各1部

#### c) 提出期限

令和8年1月14日（水）

#### d) 虚偽がないものとする。

#### e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

#### f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

仕 様 書			
件名	「令和7年度3自衛隊合同コンサート」に係る警備等役務	作成日	令和7年12月18日
		作成課	大臣官房広報課

## 1 総 則

この仕様書は、「令和7年度3自衛隊合同コンサート」の警備等役務について規定する。

## 2 引用文書

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

- 警備業法（昭和47年法律第117号）

## 3 契約相手方の条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- 契約相手方は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に定める都道府県公安委員会の認定を受けていること。

## 4 本契約の目的

「令和7年度3自衛隊合同コンサート」を開催するための警備等に必要な役務を委託するものである。

## 5 事業の概要

### (1) 目 的

国民の皆様に陸・海・空自衛隊のセントラルバンドの音楽演奏を通じ、幅広い自衛隊の活動を紹介し自衛隊に対する理解を深めていただく。

この際、特に広報活動の重点対象である若年層（32歳以下）の理解獲得を重視する。

### (2) 日時等

- 令和8年3月6日（金）9時00分～21時30分  
（機材搬入、リハーサル等、1公演：1900～2100（予定））
- 令和8年3月7日（土）9時00分～21時30分  
（1公演（PM：1300～1500（予定）））

### (3) 場所

柏市民文化会館（千葉県柏市柏下107）

(4) 出演部隊等

- 陸上自衛隊中央音楽隊（60名程度）
- 海上自衛隊東京音楽隊（60名程度）
- 航空自衛隊航空中央音楽隊（60名程度） 計180名程度

(5) 役務実施期間

契約締結後～令和8年3月7日まで

(6) 観客数

観客数においては、会場の収容人員数との同程度の1, 340名程度を想定する。

## 6 役務の内容

契約相手方は、以下の各項に規定する内容について官側と密接に調整を図り、業務を実施するものとする。

また、本契約を履行するにあたり必要なものは官側と調整を行い受注者が準備すること。

○ 実施計画の作成

- ・ 公演の受付・警備・誘導等を行うにあたり、事前に官側と調整を実施しスタッフマニュアルを作成し資料を基に受付及び場内外整理を行うものとする。

なお、スタッフマニュアルには、当日の勤務員のタイムスケジュール、勤務員の配置図、受付の実施要領、開演から終演までの勤務員の動きが分かるように記載するものとする。

○ 受付及び場内外整理

- ・ 各公演の開演2時間前に集合するものとし開演1時間半前を基準に受付、警備及び場内案内を開始するものとする。
- ・ 受付は当選者名簿、当選者はがきの照合及び免許証等の身分証明書を提示させ、本人確認、手荷物検査、金属探知機を実施するものとする。なお、幼児等で身分証明書を保有しない者の確認については同伴する者に名前等を確認するものとする。
- ・ 受付時の他、演奏会終了時等の混雑を解消するための場内外整理を実施するものとする。
- ・ 受付及び場内外整理については41名を基準として実施するものとする。このうち、手荷物検査、金属探知を実施する警備員は13名とする。
- ・ 金属探知機は、10個用意するものとする。
- ・ 場内外整理の現地での配置等については、官側の指示に従うものとする。
- ・ 会場外周辺に警備3名を配置し、交通誘導警備を実施するものとする。
- ・ 交通誘導警備の現地での配置等については、官側の指示に従うものとする。
- ・ 公演終了後場内及び会場の敷地から来場者が退場するまで場内外の整理を行うものとする。（各日公演終了後1時間を基準）

## 7 検査

検査は、防衛省大臣官房広報課の支出負担行為担当官補助者が実施する。

## 8 その他

- (1) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- (2) この仕様書によるほか、疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官等と協議するものとする。
- (3) この契約の履行にあたり、知り得た情報は他に漏らしてはならない。本契約の終了後についても同様とする。
- (4) 契約相手方は、準備期間において、当省関係者と本件の運営にかかる打合せのために適宜当省へ来訪が可能なこと。
- (5) 本役務の履行に当たり、必要とされる調整は防衛省内での実施を主とし、調整を複数回見込むこと。
- (6) 本役務における成果物の所有権及び著作権は官側に帰属するものとする。
- (7) 委託役務に係る実施要領等に疑義が生じた場合は、官側と協議の上、必要な調整を進めることとする。